**資料１－８**

## 議題８　広報紙有料広告取下げの取扱いについて（北名古屋市提出）

| 市名 | 回答 | | |
|---|---|---|---|
| | （１）<br>有料広告掲載の有無 | （２）【有料広告掲載をしている場合】 | |
| | | 取下げの申し出の有無 | 取扱いについて |
| 名古屋市 | ○ | ○ | 当市の要綱（市長室広告掲載要綱）に従い、現物納付前の申出であることから取下げを認めるとともに、広告掲載料は徴収しないこととした。 |
| 豊　橋　市 | ○ | × | 広告代理店が該当ページを年間契約で買い取っているため、掲載取下げによる影響を受けません。 |
| 岡　崎　市 | ○ | × | |
| 一　宮　市 | ○ | × | 当市では、取り下げ申請ができる仕組みとしていない。 |
| 瀬　戸　市 | ○ | ○ | 瀬戸市広告掲載取扱基本要綱、広報せと広告掲載取扱要綱のいずれも明文の規定は無いが、広告料の納付前であり、実務上取り下げが可能な期間内であれば、取り下げに応じています。 |
| 半　田　市 | ○ | × | |
| 春日井市 | ○ | ○ | 決定通知を受けた日から3日以内に申し出があった場合のみ取下げできると明記しています。還付については、市の都合以外は還付しないと明記しています。（春日井市広報春日井広告掲載要領） |
| 豊　川　市 | ○ | × | 本市で定める広告掲載要綱で「広告掲載が決定した後に、広告主の責めに帰さない事由により広告を掲載できなかったときは、広告掲載料を還付することができることとする」としている |
| 津　島　市 | ○ | × | 当市の規定では「市の都合により広告掲載ができなくなったときは広告掲載料を還付することができる」とある。ご質問の要旨のように広告主の責めに帰する事由でなければ、この規定を適用し還付すべきと現時点では考えている。 |

**資料１－８**

## 議題８　広報紙有料広告取下げの取扱いについて（北名古屋市提出）

| 市名 | 回答 | | |
|---|---|---|---|
| | （１）<br>有料広告掲載の有無 | （２）【有料広告掲載をしている場合】 | |
| | | 取下げの申し出の有無 | 取扱いについて |
| 碧　南　市 | ○ | × | 有料広告は入札により業者委託しており、対応は業者に委ねている。入札で歳入額が確定しているため影響なし。 |
| 刈　谷　市 | ○ | × | |
| 豊　田　市 | × | | |
| 安　城　市 | × | × | 令和２年度から廃止しましたが、令和元年度まで実施していました。募集要項では、広告主等の都合により取り下げる場合は、広告掲載料の還付はしないと規定。 |
| 西　尾　市 | ○ | × | |
| 蒲　郡　市 | ○ | × | |
| 犬　山　市 | ○ | ○ | 応じている。（犬山市は代理店なし）<br>契約済みではあるが、未納入の号分から取り下げ。納入済み分はそのままで良いと先方から話があった。 |
| 常　滑　市 | ○ | × | 本市でも、広告枠を販売した広告代理店を通じて広告を掲載している。掲載料の徴収先は代理店であり、広告主が広告を取り下げる場合は、代理店が別の広告主を探す。 |
| 江　南　市 | ○ | × | |
| 小　牧　市 | × | | |

**資料１－８**

## 議題８　広報紙有料広告取下げの取扱いについて（北名古屋市提出）

| 市名 | 回答 | | |
|---|---|---|---|
| | （１）<br>有料広告掲載の有無 | （２）【有料広告掲載をしている場合】 | |
| | | 取下げの申し出の有無 | 取扱いについて |
| 稲　沢　市 | ○ | ○ | 「自己都合による取下げの場合、納入済みの広告掲載料は、還付しない」としているが、「広告主の責めによらない理由で広告掲載できなかったときは、掲載できなかった期間に応じ、広告掲載料を還付する」としている（別紙：稲沢市有料広告掲載に関する要領第13条、14条） |
| 新　城　市 | ○ | × | 本市で定める広告掲出要綱では、「広告主の責に帰さない理由により、広告の掲出を取り消したときは、納付済みの広告掲出料を還付する。」としている。 |
| 東　海　市 | × | | |
| 大　府　市 | ○ | × | |
| 知　多　市 | ○ | ○ | 本市の要項では、「広告掲載の決定後から広告掲載の開始前までの期間中、広告主の責に帰すべき事由によらず、広告を掲載することができなかったときは、掲載できなかった広告に係る広告掲載料を還付する」としている。 |
| 知　立　市 | ○ | × | |
| 尾張旭市 | ○ | × | |
| 高　浜　市 | ○ | × | 特に定めがないため、今回の各市様の対応を参考に今後の検討課題としていきます。 |
| 岩　倉　市 | ○ | × | |
| 豊　明　市 | ○ | ○ | 休業要請のあった業種であれば還付を検討する。 |
| 日　進　市 | ○ | × | 申し出のある場合は、広報にっしん広告掲載要綱第12条に基づき、還付を行うものと見込まれます。 |

**資料１－８**

## 議題８　広報紙有料広告取下げの取扱いについて（北名古屋市提出）

| 市名 | 回答 | | |
|---|---|---|---|
| | （１）<br>有料広告掲載の有無 | （２）【有料広告掲載をしている場合】 | |
| | | 取下げの申し出の有無 | 取扱いについて |
| 田　原　市 | ○ | ○ | 「広報たはら広告掲載要領」内の掲載取下げ及び広告掲載料の還付に関する規定に基づき対応する。 |
| 愛　西　市 | ○ | × | 現時点で申し出はないが、今後そのような申し出があった場合には、緊急事態宣言による休業要請が理由であれば、返金に応じる予定 |
| 清　須　市 | ○ | × | ― |
| 北名古屋市 | ○ | ― | ― |
| 弥　富　市 | ○ | × | 取扱要領第１６条第１項にて、「自己都合により、広報誌への広告掲載を取り下げることができる」とし、第3項にて「第１項の規定により広告の掲載を取り下げた場合は、納付済みの掲載料は返還しない。」としていますが、第１７条第1項にて「広告主の責めに帰することができない理由により、市が広告を掲載できなかったときは、広告原稿の未掲載分に限り、納付済みの掲載料を還付する。」としています。 |
| みよし市 | ○ | × | |
| あ　ま　市 | ○ | × | 自己都合の場合は、返還しない。<br>広告主の責めによらない理由で、掲載を取り消した場合に還付できるとしている。 |
| 長久手市 | × | | |